

長崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年長崎市条例第 48 号）

【長崎市独自基準】

- ・施設サービスの「基本方針」に連携先として「地域包括支援センター」を追加
- ・介護老人福祉施設の「居室定員」の緩和
- ・施設サービス等での身体的拘束の記録について市への報告を義務付け
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための検討委員会の検討結果について、全職員に対して周知
- ・「記録の整備」の保存記録項目を一部追加するとともに、保存年限を一部延長
- ・暴力団員等排除を追加（平成 25 年 12 月 25 日施行）

| 厚生労働省令 | 長崎市条例 |
|--|--|
| <p>(基本方針)</p> <p><u>第一条の二</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、<u>市町村（特別区を含む。以下同じ。）</u>、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> | <p>(基本方針)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、<u>本市、地域包括支援センター</u>、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> |
| <p>(設備)</p> <p><u>第三条</u> 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定介護</p> | <p>(設備)</p> <p><u>第6条</u> 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、<u>次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 居室 <u>次のとおりとする。</u></p> <p>ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への指定介護</p> |

福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ・ハ（略）

二～九（略）

2（略）

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第十一条（略）

2～4（略）

5 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（新設）

6（略）

（衛生管理等）

第二十七条（略）

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底

福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は2人と、入所者のプライバシーに配慮していると認められる場合は2人以上4人以下とすることができる。

イ・ウ（略）

(3)～(9)（略）

2（略）

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第16条（略）

2～4（略）

5 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

7

（衛生管理等）

第33条（略）

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底すること。

底を図ること。

二～四（略）

（記録の整備）

第三十条（略）

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 第八条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第十一条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第二十条に規定する市町村への通知に係る記録

五 第三十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 第三十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（新設）

（基本方針）

第三十九条（略）

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の

(2)～(4)（略）

（記録の整備）

第43条（略）

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第41条第3項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録

3 前項の規定によるほか、指定介護老人福祉施設は、施設介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該施設介護サービス費の受給に係る従業員の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。

（基本方針）

第45条（略）

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅

| | |
|--|---|
| <p>介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p><u>第四十二条</u> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> | <p>サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p><u>第48条</u> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>8 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> |
|--|---|

《暴力団員等排除を追加（平成 25 年 12 月 25 日施行）》

| 改正前 | 改正後 |
|-------------|--|
| <p>(新設)</p> | <p><u>(暴力団員等の排除)</u></p> <p><u>第43条の2</u> 指定介護老人福祉施設の開設者の役員及び管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p><u>2</u> 指定介護老人福祉施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> |

(第43条の2の準用) 第55条 ユニット型指定介護老人福祉施設